

No. 1

令和3年3月

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

目 次

議案第 4 号	戸田市防災基本条例	1 頁
議案第 5 号	戸田市附属機関における審議の実施方法の見直しに伴う 関係条例の整備に関する条例	1 0 頁
議案第 6 号	戸田市高齢者総合介護福祉条例の一部を改正する条例	2 2 頁
議案第 7 号	戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	2 5 頁
議案第 8 号	戸田市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正 する条例	2 7 頁
議案第 9 号	戸田市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める 条例の一部を改正する条例	3 1 頁
議案第 1 0 号	未来へはばたく人財育成資金条例の一部を改正する条例	3 2 頁
議案第 1 1 号	戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事（Ⅲ期）小・ 中学校校舎解体工事請負契約について	3 3 頁
議案第 1 2 号	戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事（Ⅲ期）中学校 屋内運動場改修工事請負契約について	3 6 頁
議案第 1 3 号	財産の処分について	3 9 頁
議案第 1 4 号	令和 2 年度戸田市一般会計補正予算（第 1 1 号）	別冊 No. 2
議案第 1 5 号	令和 2 年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	別冊 No. 2
議案第 1 6 号	令和 2 年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算 （第 4 号）	別冊 No. 2

議案第 17 号	令和 2 年度戸田市海外留学奨学事業特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊 No. 2
議案第 18 号	令和 2 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 補正予算 (第 3 号)	別冊 No. 2
議案第 19 号	令和 2 年度戸田市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	別冊 No. 2
議案第 20 号	令和 2 年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計 補正予算 (第 3 号)	別冊 No. 2
議案第 21 号	令和 2 年度戸田市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	別冊 No. 2
議案第 22 号	令和 2 年度戸田市在宅介護支援事業特別会計補正予算 (第 2 号)	別冊 No. 2
議案第 23 号	令和 2 年度戸田市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)	別冊 No. 3
議案第 24 号	令和 3 年度戸田市一般会計予算	別冊 No. 4
議案第 25 号	令和 3 年度戸田市国民健康保険特別会計予算	別冊 No. 5
議案第 26 号	令和 3 年度戸田市市民医療センター特別会計予算	別冊 No. 5
議案第 27 号	令和 3 年度戸田市交通災害共済事業特別会計予算	別冊 No. 5
議案第 28 号	令和 3 年度戸田市海外留学奨学事業特別会計予算	別冊 No. 5
議案第 29 号	令和 3 年度戸田市火災共済事業特別会計予算	別冊 No. 5
議案第 30 号	令和 3 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 予算	別冊 No. 5
議案第 31 号	令和 3 年度戸田市介護保険特別会計予算	別冊 No. 5

- 議案第 3 2 号 令和 3 年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計
予算…………… 別冊 No. 5
- 議案第 3 3 号 令和 3 年度戸田市後期高齢者医療特別会計予算…………… 別冊 No. 5
- 議案第 3 4 号 令和 3 年度戸田市在宅介護支援事業特別会計予算…………… 別冊 No. 5
- 議案第 3 5 号 令和 3 年度戸田市水道事業会計予算…………… 別冊 No. 7
- 議案第 3 6 号 令和 3 年度戸田市下水道事業会計予算…………… 別冊 No. 7

議案第4号

戸田市防災基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 責務（第5条—第8条）

第3章 予防対策（第9条—第14条）

第4章 応急対策（第15条—第17条）

第5章 復旧・復興対策（第18条）

第6章 他の地方公共団体等との連携・支援（第19条・第20条）

附則

戸田市は、荒川によって形成された沖積平野に位置しているため、荒川の氾濫による市域全体の浸水や、大地震による広範囲での液状化現象が発生し、被害が甚大となることが想定されます。

このため、戸田市においては、被害が広範囲に及びやすいという地形的条件を考慮して、市民の生命、尊厳及び財産を守ることができるよう、災害に対する備えを日頃から整えていくことが急務となっています。

防災には、市民一人ひとりの実践と市民が連携した活動、市の最大限の対策が欠かせません。そこで、防災対策の更なる向上のため、市民や事業者、市及び議会の責務と役割を明確化し、一体となって防災対策に取り組めるよう、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自助・共助・公助の考え方の下に、市民の生命、尊厳及び財産を守る上での基本理念と、防災対策に関する市民、事業者、市及び議会の責務及び役割を明らかにし、防災に関する基本的事項を定めることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、被害を最小限にとどめ、災害に強いまちを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 災害 豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害からの復旧及び復興を図ることをいう。
- (3) 自助 市民及び事業者が自ら防災に取り組むことをいう。
- (4) 共助 市民及び事業者が地域住民と協力して防災に取り組むことをいう。
- (5) 公助 市、消防、警察等の行政機関が防災対策に取り組むことをいう。
- (6) 地域防災計画 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号ロに規定する計画をいう。
- (7) 受援計画 災害時に外部からの応援を受け入れて、効果的に活用するために策定する市の計画をいう。
- (8) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (9) 事業者 市内で事業を営むものをいう。
- (10) 自主防災組織 防災を目的に、町会・自治会等を単位として自主的に結成された組織をいう。
- (11) 防災関係機関 消防、警察等の防災対策を実施する国及び埼玉県の行政機関並びに災害対策基本法第2条第3号から第6号までに規定する機関をいう。
- (12) 帰宅困難者 災害が発生したことにより、外出先からの帰宅又は目的地への到達が困難になった者をいう。
- (13) 災害時要配慮者 高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人等のうち、災害時の避難又は避難所等において配慮を要するものをいう。
- (14) 分散避難 被災していない地域の親戚宅、知人宅、宿泊施設等へ避難することをいう。
- (15) 在宅避難 自宅の安全が確認できる場合に、避難場所、避難所等に行かず自宅にとどまることをいう。
- (16) 避難場所 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、身を守るために一時的に滞在する市が指定した場所又は施設をいう。
- (17) 避難所 災害から身を守るために市民等が避難し、一定期間滞在する市が指定した施設をいう。

（基本理念）

第3条 市民、事業者及び市は、次に掲げる理念に基づき災害に備えなければならない。

- (1) 自助・共助・公助一体として災害に立ち向かうこと。
- (2) 災害による被害を最小限にとどめることを基本に防災に取り組むこと。
- (3) 災害時要配慮者その他被災者の事情から生じる多様なニーズに配慮し、個人としての尊厳を重んじるよう努めること。
- (4) 防災に関する知識及び技術を習熟し、災害への対応力を高めるとともに、助け合いの精神を育むことで、常に時代の変化に合わせ、これらを継承していくよう努めること。

(地域防災計画への反映)

第4条 市は、この条例の基本理念を地域防災計画に反映させなければならない。

第2章 責務

(市民の責務)

第5条 市民は、災害時において、自身及び家族の安全を確保するために必要な備えを整えるとともに、防災に関する知識及び技術の習得に努めるものとする。

2 市民は、災害時において、相互に協力し防災に取り組むことができるよう、日常から地域での助け合いに努めるものとする。

3 市民は、市、防災関係機関、自主防災組織、事業者等が実施する防災対策について協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、従業員、事業所等への来訪者及び地域住民の安全を確保するために施設及び設備に対し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員等が帰宅困難者となった場合の対策を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、従業員等が防災に関する知識及び技術を習得するため、必要な研修、訓練等を実施するよう努めるものとする。

4 事業者は、市民及び自主防災組織と連携し、市、防災関係機関等が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、市民の生命、尊厳及び財産を災害から守るとともに、被害を最小限にとどめるため、国、埼玉県、市民、事業者、自主防災組織、防災関係機関、ボランティア等と連携し、総合的な防災対策の推進を図らなければならない。

らない。

- 2 市は、市民及び事業者に対し、防災意識の高揚及び災害への備え等の充実を図るため、必要な情報を提供し、共有しなければならない。
- 3 市は、自主防災組織の充実に向けて支援を行うとともに、市民及び事業者の自発的な防災の促進を図らなければならない。
- 4 市は、国及び埼玉県と連携し、道路、河川、公園等の都市基盤の整備その他あらゆる事業を通じて、災害に強いまちづくりを推進するものとする。
- 5 市は、管理する施設、設備等の安全性の確保を図るとともに、建築物の耐震化の促進について、埼玉県と連携した指導、助言、支援等により、災害に強いまちづくりを推進するものとする。

(議会の責務)

第8条 議会は、市民の生命、尊厳及び財産を災害から守るとともに、被害を最小限にとどめるため、防災に関する調査及び研究を行い、市の防災対策への助言及び提言を行わなければならない。

- 2 議会は、国及び埼玉県の動向を踏まえ、市の防災対策の執行の監視及び評価に努めなければならない。
- 3 議会は、災害時に議会災害対策支援本部を設置し、市の災害対策本部と協力して市内の被害の状況に関する情報の収集及び整理をし、災害に関する必要な情報を市民に発信するよう努めなければならない。
- 4 議会は、国、埼玉県及び市への災害復旧の推進及び支援活動の実施並びに調整を働きかけ、早期の復旧及び復興が実現されるよう努めなければならない。

第3章 予防対策

(防災教育の推進)

第9条 市民及び事業者は、災害はいつでも起こり得るという認識の下、日頃の防災意識の高揚とともに、防災に関する知識及び技術の習熟に努めるものとする。

- 2 市は、市民、事業者及び自主防災組織に対し、学校教育を含むあらゆる機会を通じ、防災に関する知識及び技術の習得に資するための防災教育を支援するものとする。
- 3 市は、防災活動を支える人材を育成するための防災教育を実施するものとする。

4 市は、市職員等に対し、災害時に適切に対応できるよう、日頃から職務に対応した防災教育を実施するものとする。

(防災訓練の実施)

第10条 市は、自主防災組織及び防災関係機関と連携して防災訓練を実施し、検証によって不断の見直しを行うものとする。

2 市は、自主防災組織が実施する防災訓練に対し積極的な支援及び協力を行うものとする。

3 市民及び事業者は、災害発生時にとるべき行動を学び、日頃の備えを確かなものとするため、市、自主防災組織、事業者等が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

4 市は、災害発生時に適切に対応できるよう市職員等に対し定期的に防災訓練を実施するものとする。

(災害への備え)

第11条 市民は、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

(1) 家族等の安否確認手段の確保

(2) 災害情報の入手手段の確保

(3) 避難所、避難場所、避難経路及び避難方法の確認

(4) 家族構成、健康状態等を考慮した3日分以上の食料及び飲料並びに非常持出品の確保

(5) 家具等の転倒及び落下防止対策の徹底

(6) 自宅の耐震性の確保

(7) 災害時における帰宅経路等の確認

(8) その他災害に必要な備え

2 事業者は、次に掲げる事項に取り組むよう努めるものとする。

(1) 従業員等の安否確認手段の確保

(2) 災害情報の入手手段の確保

(3) 避難所、避難場所、避難経路及び避難方法の確認

(4) 従業員等の人数を考慮した3日分以上の食料及び飲料の確保

(5) 設備等の転倒及び落下防止対策の徹底

(6) 事業所等の耐震性の確保

(7) その他災害に必要な備え

3 市民及び事業者は、前2項の規定による取組事項の状況について、定期的

に確認するよう努めるものとする。

4 市は、次に掲げる事項に取り組まなければならない。

- (1) 情報の収集、整理及び提供並びに共有体制の充実及び強化
- (2) 備蓄体制の充実及び強化
- (3) 応援受入体制の整備
- (4) 公共施設の強^{じん}靱化
- (5) 必要な物資の供給及び輸送体制の確立
- (6) 避難場所及び避難所の指定並びに避難所運営手順の策定
- (7) その他災害に必要な備え

(自主防災活動)

第12条 市民及び事業者は、自主的かつ組織的に行う防災に関する活動（以下「自主防災活動」という。）に積極的に参加し、協力するよう努めるものとする。

2 市は、自主防災組織への支援及び協力を積極的に行うものとする。

3 自主防災組織は、自主防災活動において中心的な役割を担う人材の育成を行うとともに、様々な人が参加し、活動しやすい環境を醸成するために、日頃から地域住民との連携を深めるよう努めるものとする。

(ボランティア等の活動推進)

第13条 市は、災害時のボランティア活動への参加が促進されるよう、日頃から普及啓発を行うよう努めなければならない。

2 市は、社会福祉法人戸田市社会福祉協議会と連携し、災害時における外部からの支援を積極的に受け入れられるよう災害ボランティアセンター等の設置その他活動環境の整備に努めなければならない。

3 市は、外部からの支援を生かすため、支援を受けるための体制を整えるとともに、災害時には積極的に情報を発信し、又は共有するよう努めなければならない。

(災害時要配慮者への支援)

第14条 市は、災害時において災害時要配慮者の支援を的確に行うために必要な情報の収集及び整理を実施するとともに、自主防災組織、防災関係機関等と共有しなければならない。

2 市は、災害時要配慮者に対し災害時における避難行動及び避難生活に関する情報を提供し、災害時要配慮者、医療・福祉関係者、自主防災組織その他

の関係機関との連携が深まるよう努めなければならない。

- 3 市民、事業者、自主防災組織、医療・福祉関係者等は、災害時要配慮者の安否確認、救出・救助、避難誘導等の支援のため、日頃から地域の災害時要配慮者と顔の見える関係を築くよう努めるものとする。

第4章 応急対策

(応急対策の実施)

第15条 市は、災害時において防災関係機関と連携し、救援活動、応急復旧活動その他あらゆる手段を通じて市民の生命、尊厳及び財産を守るものとする。

- 2 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民、事業者、自主防災組織等に対し、速やかに避難及び被害の状況、応急対策等に関する情報を提供するものとする。

- 3 市民、事業者、自主防災組織等は、次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- (1) 災害時の情報の収集及び共有
- (2) 出火防止及び初期の消火活動
- (3) 負傷者の救出、救護及び搬送
- (4) 地域住民同士の避難の呼び掛け及び支援
- (5) 災害時要配慮者への支援
- (6) 帰宅困難者への支援
- (7) その他必要な応急対策

(避難及び避難生活)

第16条 市は、災害が発生するおそれがある場合、市民、事業者等に対し早期避難を促さなければならない。

- 2 市は、災害時においても避難場所及び避難所に必要な物資を補充するよう努めなければならない。

- 3 市は、避難所の運営に当たっては、施設管理者、自主防災組織、ボランティア等と連携し、地域の主体的な取組を尊重するとともに、災害時要配慮者その他被災者の事情から生じる多様なニーズに配慮し、感染症対策を含め、避難者が安全で健康に配慮された避難生活を営めるよう努めなければならない。

- 4 市民は、災害の種類及び各自が置かれた状況を踏まえ、少人数による分散

避難若しくは在宅避難、避難場所又は避難所への避難を開始し、身の安全を確保することに努めなければならない。

- 5 事業者は、災害の種類及び各自が置かれた状況を踏まえ、従業員及び事業所等への来訪者等に対し、少人数による分散避難若しくは在宅避難、避難場所又は避難所への避難を開始し、身の安全を確保するよう促すことに努めなければならない。

(帰宅困難者への支援等)

第17条 市は、帰宅困難者に対し、避難及び帰宅のための情報の提供等の必要な支援を行うものとする。

- 2 事業者は、従業員の円滑な帰宅及び帰宅困難者の安全の確保のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市民は、帰宅困難者となった場合、自らの安全を確保するとともに、むやみに移動せずに帰宅困難となった場所における自治体、事業者等が講ずる措置に協力するよう努めるものとする。

第5章 復旧・復興対策

(復旧・復興対策)

第18条 市は、災害によって被害を受けた場合、市民生活の早期再建を図るために、国、埼玉県及び防災関係機関と連携し、計画的に復旧及び復興の対策に取り組むものとする。この場合において、市民、事業者が自ら取り組む生活再建、事業継続等に対し必要な支援を関係機関と連携して行うものとする。

- 2 市民は、自ら生活再建を図るとともに、市が実施する復旧及び復興の取組に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、自ら事業の継続又は再開を図るとともに、市が実施する復旧及び復興の取組に協力するよう努めるものとする。

第6章 他の地方公共団体等との連携・支援

(受援計画及び防災に係る協定の締結)

第19条 市は、災害時に外部からの応援を円滑に受け入れることができるよう受援計画を定めるとともに、あらかじめ防災に係る協定を締結し、必要な体制を整備するものとする。

(他の被災地等に対する支援)

第20条 市は、市外で災害が発生した場合、その被害が甚大であり支援が必

要と認めるときは、応急対策、復旧対策及び復興対策の支援を行うものとする。

- 2 市民及び事業者は、市外で災害が発生した場合、被災地に対し、可能な範囲で支援を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月22日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第5号

戸田市附属機関における審議の実施方法の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(戸田市表彰審査委員会条例の一部改正)

第1条 戸田市表彰審査委員会条例(平成25年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席」とあるのは「参加」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と読み替えるものとする。

(戸田市国民保護協議会条例の一部改正)

第2条 戸田市国民保護協議会条例(平成18年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第4条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)

第4条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席」とあるのは「参加」と、同条第3項中「出席した」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(戸田市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第3条 戸田市行政不服審査法施行条例(平成28年条例第4号)の一部を次

のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)

第7条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席」とあるのは「参加」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と読み替えるものとする。

(戸田市同和対策審議会設置条例の一部改正)

第4条 戸田市同和対策審議会設置条例(昭和54年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席」とあるのは「参加」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(戸田市総合振興計画審議会条例の一部改正)

第5条 戸田市総合振興計画審議会条例(昭和59年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「20人」を「20人以内」に改める。

第4条第1項中「審議会」の次に「の会議(以下「会議」という。)」を加え、同条第2項中「審議会」を「会議」に改め、「会議を」を削り、同条第3項中「審議会」を「会議」に改め、同条第4項中「審議会において必要」を

「会長は、必要がある」に改め、「者」の次に「に対し会議へ」を加え、「その説明又は意見を聞く」を「意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求める」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)

第4条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(戸田市外部評価委員会条例の一部改正)

第6条 戸田市外部評価委員会条例(平成28年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「意見」の次に「若しくは説明」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席」とあるのは「参加」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(戸田市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第7条 戸田市特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「は会長が招集する」を「の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる」に改め、同条第2項中「審議会」を「会

議」に改め、「会議を」を削り、同条に次の1項を加える。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第5条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)

第5条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めたときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と読み替えるものとする。

(戸田市自治基本条例推進委員会条例の一部改正)

第8条 戸田市自治基本条例推進委員会条例(平成27年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「意見」の次に「若しくは説明」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めたときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席」とあるのは「参加」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(戸田市男女共同参画推進条例の一部改正)

第9条 戸田市男女共同参画推進条例(平成28年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第19条第4項中「意見」の次に「や説明」を加える。

第19条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)

第19条の2 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、やむを得ない理

由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができます。

- 2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席」とあるのは「参加」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求めること、意見や説明を聴くこと」とあるのは「書面その他の方法により意見や説明を聴くこと」と読み替えるものとします。

(戸田市スポーツ推進審議会条例の一部改正)

第10条 戸田市スポーツ推進審議会条例(平成16年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

- 2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席」とあるのは「参加」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(戸田市福祉施策審議会条例の一部改正)

第11条 戸田市福祉施策審議会条例(平成15年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由に

より会議を招集することができない場合において、必要があると認めたときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

- 2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席」とあるのは「参加」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(戸田市老人ホーム入所等判定委員会条例の一部改正)

第12条 戸田市老人ホーム入所等判定委員会条例（平成25年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「関係者の出席」を「委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めたときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

- 2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席」とあるのは「参加」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(戸田市高齢者総合介護福祉条例の一部改正)

第13条 戸田市高齢者総合介護福祉条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第35条に次の1項を加える。

- 4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第35条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)

第35条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めた

ときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

- 2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席」とあるのは「参加」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(戸田市地域包括支援センター運営協議会条例の一部改正)

第14条 戸田市地域包括支援センター運営協議会条例（平成18年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第5条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)

第5条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

- 2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席」とあるのは「参加」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(戸田市保健対策推進協議会条例の一部改正)

第15条 戸田市保健対策推進協議会条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「関係者の出席」を「委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席」とあるのは「参加」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(戸田市児童福祉審議会条例の一部改正)

第16条 戸田市児童福祉審議会条例(平成13年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(戸田市住居表示整備審議会条例の一部改正)

第17条 戸田市住居表示整備審議会条例(昭和41年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「審議会が特に必要」を「会長は、必要がある」に、「関係者の出席」を「委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(戸田市都市計画審議会条例の一部改正)

第18条 戸田市都市計画審議会条例(昭和45年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第3項中「出席した」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(戸田市空家等対策審査会条例の一部改正)

第19条 戸田市空家等対策審査会条例(平成28年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席」とあるのは「参加」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明

を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(戸田市立市民医療センター運営委員会条例の一部改正)

第20条 戸田市立市民医療センター運営委員会条例(昭和46年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

- 2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(戸田市上下水道事業経営審議会条例の一部改正)

第21条 戸田市上下水道事業経営審議会条例(平成19年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「審議会が特に必要」を「会長は、必要がある」に、「関係者の出席」を「委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)

第6条の2 第5条第1項の規定にかかわらず、会長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

- 2 前項の審議を行う場合は、第5条第2項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第3項中「出席した委員」とあるのは「書面その他の方法に

よる審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(戸田市消防委員会条例の一部改正)

第22条 戸田市消防委員会条例(昭和57年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第5条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)

第5条の2 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、委員長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第3項中「出席し」とあるのは「参加し」と、同条第4項中「出席した」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した」と、同条第5項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(戸田市就学支援委員会条例の一部改正)

第23条 戸田市就学支援委員会条例(平成25年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「関係者の出席」を「委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めるときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席」とあるのは「参加」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参

加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

(戸田市いじめ問題調査委員会条例の一部改正)

第24条 戸田市いじめ問題調査委員会条例(平成26年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「関係者の出席」を「委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

(書面等による審議)

第6条の2 前条第1項の規定にかかわらず、委員長は、やむを得ない理由により会議を招集することができない場合において、必要があると認めたときは、書面その他の方法により審議を行うことができる。

2 前項の審議を行う場合は、前条第2項中「出席」とあるのは「参加」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面その他の方法による審議に参加した委員」と、同条第4項中「会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、」とあるのは「書面その他の方法により意見若しくは説明」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月22日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第6号

戸田市高齢者総合介護福祉条例の一部を改正する条例

戸田市高齢者総合介護福祉条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「34,650円」を「38,400円」に改め、同項第2号及び第3号中「51,975円」を「57,600円」に改め、同項第4号中「55,440円」を「61,440円」に改め、同項第5号中「69,300円」を「76,800円」に改め、同項第6号中「83,160円」を「92,160円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0」を加え、「この項において」を削り、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第7号中「90,090円」を「99,840円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第8号中「103,950円」を「115,200円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第9号中「117,810円」を「130,560円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第10号中「124,740円」を「138,240円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第11号中「131,670円」を「145,920円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第12号中「138,600円」を「153,600円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第13号中「148,995円」を「165,120円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ又は第16号イ」に改め、同項第14号中「159,390円」を「176,640円」に改め、同号ア中「1,500万円」を「1,250万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第16号イ」に改め、同項第15号中「173,250円」を「192,000円」に改め、同号ア中「2,500万円」を「1,500万円」に改め、同号イ中「部

分を除く。)」の次に「又は次号イ」を加え、同項第16号を次のように改める。

(16) 次のいずれかに該当する者 211,200円

ア 合計所得金額が2,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第11条第1項に次の1号を加える。

(17) 前各号のいずれにも該当しない者 230,400円

第11条第2項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

第17条第2項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない事情により、当該日までに提出することが困難であると市長が認めた場合は、市長が定める日までに提出するものとする。

附則に次の3項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

18 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第11条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

19 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

20 附則第18項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第11条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和3年2月22日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第7号

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

戸田市国民健康保険税条例（昭和38年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第21条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、「(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）」を削り、同条第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に

10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

附則第2項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に、「総所得金額」を「総所得金額及び山林所得金額」に、「、「法」を「法」に、「によるものとする。）」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改め、附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の戸田市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和3年2月22日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第8号

戸田市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

戸田市建築基準法等関係事務手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3第1項中「（平成11年法律第81号）」を削り、「超えるもの31,000円」を「超えるもの 19,000円」に、「192,000円」を「145,000円」に、「412,000円」を「317,000円」に改め、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」の次に「（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）」を、「適合するもの」の次に「に限る。」を加え、「158,000円」を「118,000円」に改め、同表第2項中「超えるもの 15,500円」を「超えるもの 9,500円」に、「96,000円」を「72,500円」に、「206,000円」を「158,500円」に改め、「適合するもの」の次に「に限る。」を加え、「79,000円」を「59,000円」に改める。

別表第4第5項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に、「31,000円」を「19,000円」に、「432,000円」を「334,000円」に、「171,000円」を「130,000円」に改め、同項を同表第6項とし、同表第4項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第2項に」を「第3項に」に改め、同項を同表第5項とし、同表第3項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「(2) 第1項」を「(2) 第2項」に改め、同項を同表第4項とし、同表第2項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「15,500円」を「9,500円」に、「216,000円」を「167,000円」に、「85,500円」を「65,000円」に改め、同項を同表第3項とし、同表第1項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）」を「省令」に、「第2項(1)イ」を「第3項(1)イ」に、「第5項(1)イ」を「第6項(1)イ」に、「31,000円」を「19,000円」に、「432,000円」を「334,000円」に、「171,000円」を「130,000円」に改め、

同項を同表第2項とし、同表に第1項として次の1項を加える。

1	建築物省エネ法第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>(1) 建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>イ 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 5,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 9,500円</p> <p>(2) 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合((1)アに掲げる場合を除く。)</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この表において「省令」という。)第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 334,000円</p>
---	---	----------------------	---

			<p>イ 省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 130,000円</p> <p>(3) 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合((1)イに掲げる場合を除く。)</p> <p>ア 省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 167,000円</p> <p>イ 省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 65,000円</p>
--	--	--	---

別表第4に次の1項を加える。

7	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>(1) 建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p>
---	------------------------------	----------------------------------	---

<p>成 2 8 年 国土交通 省令第 5 号) 第 1 1 条の規 定に基づ く軽微な 変更にか 該当してい ることを 証する書 面の交付 の申請に 対する審 査</p>		<p>ア 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満 のもの 5, 5 0 0 円</p> <p>イ 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 のもの 9, 5 0 0 円</p> <p>(2) (1)以外の場合で、省令第 1 条第 1 項第 1 号イに定める基準に適合するもの 次に掲げ る区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>ア 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満 のもの 1 3 3, 5 0 0 円</p> <p>イ 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 のもの 1 6 7, 0 0 0 円</p> <p>(3) (1)以外の場合で、省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準に適合するもの 次に掲げ る区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>ア 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満 のもの 5 1, 0 0 0 円</p> <p>イ 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 のもの 6 5, 0 0 0 円</p>
--	--	---

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 2 月 2 2 日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第9号

戸田市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

戸田市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第7項、第8条第4項、第28条第4項、第35条、第37条第3項及び第5項並びに第38条第2項及び第4項中「第41条第1項」を「第42条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月22日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第10号

未来へはばたく人財育成資金条例の一部を改正する条例

未来へはばたく人財育成資金条例（平成29年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号を次のように改める。

(5) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 申請する年度における市町村民税の所得割を課されている者がいない世帯に属する者であること。

イ 申請時において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であること。

ウ 申請時において、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条又は学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条に規定する援助を保護者が受けている者であること。

第15条第4号を次のように改める。

(4) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 申請する年度における市町村民税の所得割を課されている者がいない世帯に属する者であること。

イ 申請時において、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であること。

ウ 申請時において、学校教育法第19条又は学校保健安全法第24条に規定する援助を保護者が受けている者であること。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月22日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第11号

戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事（Ⅲ期）小・中学校校舎解体工事請負契約について

戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事（Ⅲ期）小・中学校校舎解体工事請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事（Ⅲ期）小・中学校校舎解体工事
- 2 場 所 戸田市下戸田一丁目11番15外
- 3 工事内容 戸田東小学校及び戸田東中学校の校舎解体に伴う工事
- 4 金 額 金327,250,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金29,750,000円)
- 5 工 期 本契約締結日の翌日から
令和3年12月24日まで
- 6 契 約 者 さいたま市浦和区北浦和五丁目12番11号
和光建設株式会社
代表取締役 岩 浪 郁 雄

令和3年2月22日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第11号参考

戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事（Ⅲ期）小・中学校校舎解体
工事概要

工事概要

1 戸田東小学校及び戸田東中学校の校舎解体に伴う工事

(1) 小学校校舎解体工事

- ① 小学校旧校舎及び周辺建築物等解体工事
- ② 小学校旧校舎煙突アスベスト除去工事
- ③ 既存給食調理場機械設備系統切回し工事

(2) 中学校校舎解体工事

- ① 中学校旧校舎及び周辺建築物等解体工事
- ② 中学校旧校舎外壁アスベスト除去工事
- ③ 中学校旧校舎煙突アスベスト除去工事
- ④ 武道場機械設備系統切回し工事

入 札 結 果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

業 者 名	回 数	第 1 回	摘 要
和 光 建 設 (株)		297,500,000	落 札
(株) 滝 口 興 業		358,800,000	
(株) 田 中 工 務 店		370,000,000	
中 央 建 設 協 同 組 合		373,000,000	
日 清 建 設 (株)		382,634,000	
斎 藤 工 業 (株)		389,300,000	
ス ミ ダ 工 業 (株)		390,000,000	
吾 妻 工 業 (株)		406,000,000	
ニ ッ ケ ン 建 設 (株)		413,000,000	
川 口 土 木 建 築 工 業 (株)		427,000,000	
不 動 開 発 (株)		449,000,000	
(株) クワバラ・パンぷキン		495,850,000	

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

設 計 額	547,300,000
予 定 価 格	547,300,000
調 査 基 準 価 格	502,306,000

議案第12号

戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事（Ⅲ期）中学校屋内運動場改修
工事請負契約について

戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事（Ⅲ期）中学校屋内運動場改修工事
請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求
める。

記

- 1 工 事 名 戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事（Ⅲ期）中学校屋内
運動場改修工事
- 2 場 所 戸田市下戸田一丁目11番15外
- 3 工事内容 戸田東中学校屋内運動場の改修に伴う工事
- 4 金 額 金211,200,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金19,200,000円)
- 5 工 期 本契約締結日の翌日から
令和3年9月30日まで
- 6 契 約 者 さいたま市浦和区領家五丁目12番20号
中島建工株式会社
代表取締役 中 島 道 宏

令和3年2月22日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第12号参考

戸田東小学校・戸田東中学校改築等工事（Ⅲ期）中学校屋内運動場改修
工事概要

工事概要

1 戸田東中学校屋内運動場の改修に伴う工事

(1) 戸田東中学校屋内運動場改修工事

- ① 内装改修工事
- ② 外装改修（アスベスト除去含む。）工事
- ③ 屋外便所撤去工事
- ④ 外構整備工事
- ⑤ 電気設備改修工事
- ⑥ 非常用発電設備設置工事
- ⑦ 空調設備設置工事
- ⑧ 外構設備系統切回し工事

入 札 結 果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

業 者 名	回 数	第 1 回	摘 要
中 島 建 工 (株)		1 9 2, 0 0 0, 0 0 0	落 札
吾 妻 工 業 (株)		2 1 7, 0 0 0, 0 0 0	
斎 藤 工 業 (株)		2 2 9, 0 0 0, 0 0 0	
ニ ッ ケ ン 建 設 (株)		2 3 2, 4 7 0, 0 0 0	

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

設 計 額	2 5 8, 3 0 0, 0 0 0
予 定 価 格	2 5 8, 3 0 0, 0 0 0
調 査 基 準 価 格	2 3 6, 8 6 7, 0 0 0

議案第13号

財産の処分について

下記のとおり財産を低減して処分するものとする。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 処分する財産

土地

所在	地番	地目	地積 (㎡)
長野県諏訪郡富士見町 富士見字沢入山	6666番1488	山林	4,835
同所	6666番1497	山林	1,817
同所	6666番1500	山林	3,259
同所	6666番1503	山林	4,300
同所	6666番1504	山林	4,220

建物

所在	家屋番号	種類	構造	延床面積 (㎡)
長野県 諏訪郡 富士見町 富士見 字沢入山	6666番1504	保養所	鉄筋コンクリート造 ルーフィング ぶき2階建	1階 871.62 2階 1,188.97
備考	ろ過機械室、車庫、物置、キャンプ場の屋根付き炊事場等を含む。			

- 2 不動産鑑定評価額 38,600,000円
- 3 最低処分価格 31,300,000円
- 4 処分価格 35,000,000円
- 5 処分先 神奈川県大和市深見西四丁目4番22号
学校法人 柏木学園
理事長 柏木 照正

令和3年2月22日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第13号参考

入 札 結 果

(消費税及び地方消費税の額含む。単位円)

入札参加者	入札価格	摘 要
(学) 柏 木 学 園	35,000,000	落 札
(有) エムアンドディ	33,330,000	

(消費税及び地方消費税の額含む。単位円)

最低処分価格	31,300,000
--------	------------